

K E P T工法の施工に関する実施契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と株式会社KMユナイテッド（以下「乙」という。）は、K E P T工法を広く普及させることとK E P T工法の独自性確保に努めることに合意し、乙は甲からのK E P T工法実施に関する申込みを受諾しK E P T施工店に認定したので、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定 義）

第1条 本契約において使用する用語の定義は、他に別段の定めがない限り、それぞれ以下の通りとする。

1. 「K E P T工法」とは、押出成形セメント板及びコンクリート等の凹凸下地面等に所定のローラーと塗料を用いてローラー塗装することにより、所定の風合いの塗装を施す工法をいう。「K E P T工法用塗料」を用いることにより磁器タイル風の意匠を創出するものの他、レンガ風等、新たに開発する意匠を創出する手法も含むものとする。
2. 「本塗料」とは、「K E P T工法」専用塗料であって、乙が販売する「K E P T工法」専用塗料をいう。
3. 「責任施工」とは、本塗料を用いてK E P T工法を仕様通りに全責任をもって施工することをいう。
4. 「技能講習」とは、K E P T工法の施工に必要となる知識及び技能を習得させる為の講習をいう。
5. 「K E P T認定者」とは、技能講習を受けた者であって、乙によってK E P T工法の施工技能を有すると認定された者をいう。
6. 「K E P T認定施工店」とは、K E P T工法の技能講習会を受講し認定証を授与された者が所属する施工店をいう。

（普及展開）

第2条 甲及び乙は、K E P T工法の適用を積極的に推進し、K E P T工法を設計者又は発注者等への提案に努めるものとする。

（資格認定の取り消し）

第3条 乙は、K E P T認定者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合、当該認定者に付与した認定を取り消し、交付した認定証を回収しなければならない。

- (1) K E P T工法の信用を害するおそれのある等の理由により、乙から当該行為の中止その他の是正措置を要求されたにもかかわらず、当該要求の日から30日以内に当該措置を取らなかった場合
- (2) K E P T工法の施工技能を有しないと乙が判断した場合
- (3) K E P T工法の施工者として不適当であると乙が判断した場合

（甲によるK E P T工法の施工）

第4条

1. 甲は、第三者からK E P T工法の実施の申込みがあった場合、当該第三者（以下「申込者」という。）の名称及び概要等の所定事項を記載したK E P T施工申込書を乙に提出する。

2. 乙は、申込者によるKEPT工法の施工を認めない場合は、申込書を受領した日から14日以内に、その旨を理由とともに甲に通知する。
3. 乙に「KEPT工法」の施工が認定された場合、甲は、申込者に対して全責任を持ち「責任施工」を行う。

(秘密保持義務)

第5条 甲と乙との間における、「KEPT 工法」に関する秘密情報の取扱いに関して以下のとおり定める。

1. 秘密情報とは媒体の形式を問わず、秘密情報と明示し開示する情報をいう、但し、以下の各号に該当する場合にはその限りではない。
 - 1) 相手側開示を受ける前より既に保有していた情報
 - 2) 正当な手段により、第三者から受けた情報
 - 3) 公に公表されており、一般に入手可能な情報
 - 4) 開示者が事前に書面により公表を承認した情報
 - 5) 開示を受けた相手方が独自の方法により開発した情報
2. 甲及び乙は、知りえた情報を善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。
3. 甲乙双方は、受領した情報を甲乙合意の目的以外に使用してはならない。
4. 甲乙双方は、相手方の同意がない限り、本契約にかかる相手方の役員・従業員などで、機密情報を知る必要のある者以外の者及その他の第三者情報を開示してはならない。甲乙双方は、開示者の書面による同意を得ずに、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させてはならない。
5. 本件の契約に係る情報については、必要のある場合にのみ複製・複写を行なうことができる。
6. 情報受領者は、本契約が終了した場合または開示者から要求を受けた場合は受領した情報媒体または物品等を直ちに返却又は開示者の指示に従い廃棄するものとする。
7. 甲及び乙は相手方の本契約に定める秘密保持義務に違反して秘密情報を漏洩した場合には、情報開示者はその違反行為の差止め及び原状回復を請求及び、損害賠償の請求をすることができる。

(加盟金、ライセンス料及び賦課金)

1. 第6条 甲は本契約締結後1週間以内に加盟金として金5万円を乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。この加盟金はいかなる場合においても返却しない。又、入金確認ができないときは、乙は甲に対する認定を取り消すこととする。
2. 甲は、KEPT工法の実用化に果たした乙の貢献及びKEPT工法の経済的価値を踏まえて、次のとおりライセンス料を設定することに合意する。」ライセンス料：施工費の35%
3. 乙は、経済事情その他著しい変化が生じたときは、前項に定めるライセンス料を変更することができる。
4. 乙に配分されたライセンス料については、いかなる場合においても返却しないこととする。
5. 甲はKEPT塗料1缶(セット)購入毎に1000円の賦課金を乙に支払わなければなら

ない。支払いは塗料代金と同時に行うこととする。

(KEPT工法の改良等)

第7条 甲及び乙は、KEPT工法の改良に資する為、またKEPT工法の施工性の改善及び標準化並びにKEPT工法のコスト低減に努めるものとする。

(解約)

第8条

1. 甲の認定地区においてKEPT工法を適用できる可能性のある物件があるにも拘らず、1年間に渡り甲の施工実績がない時は、甲乙協議の上、乙は本契約を解約することができるものとする。
2. 甲が次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、乙は何らの催告をすることなく直ちに本契約を解約することができるものとする。
 - 1) 本契約に定める義務を履行せず、30日以内に当該義務を履行するよう催告を受けたにもかかわらず、当該期間内においてその履行がなされないとき。
 - 2) 監督官庁から営業免許又は営業登録の取消し処分を受けたとき。
 - 3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは担保権の実行としての競売の申立て又は破産、民事再生若しくは会社更生の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - 4) 国税徴収法による滞納処分もしくはその例による処分の手続きが開始されたとき。
 - 5) 銀行取引停止処分、支払い停止、支払い不能等の事由を生じたとき。財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - 6) 解散決議、他社との合併、或いは営業の全部又は重要な一部の譲渡が行われたとき。

(反社会的勢力の排除)

第9条

1. 甲、及び乙（甲、及び乙の代表者、役員、実質的に経営権を有する者等を含む。）は、個人であると団体であるかを問わず、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲、及び乙（甲、及び乙の代表者、役員、実質的に経営権を有する者等を含む。）は、反社会的勢力と密接な関係がないことを表明し、かつ将来にわたっても密接な関係を持たないことを確約する。
3. 甲、及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - 1) 暴力的な要求行為
 - 2) 法的責任を超えた不当な要求行為
 - 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、又は他の当事者の業務を妨害する行為
 - 5) 反社会的勢力に対し自己の名義を利用させる行為
 - 6) その他前各号に準ずる行為

4. 甲、及び乙は、本契約に関して反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、その事実を直ちに他の当事者に報告するとともに、被害を防止するため互いに協力するものとする。
5. 甲は、本契約の履行の為に使用する者（以下「履行補助者」という。）が反社会的勢力でないことを確認し、万一反社会的勢力に該当し又はその疑いがあることが判明した場合には、自らの責任と負担において当該履行補助者を取引関係から排除するよう努めることとし、それを怠った場合、本契約又は取引を即時解除されても一切異議を申し立てないこととする。また、甲、及び乙は、履行補助者が反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、その事実を直ちに他の当事者に報告するものとする。
6. 甲は、乙が第1項から第5項までの規定のいずれかに違反した場合は、乙に対し何らの催告を要しないで、本契約を解除し、併せて損害賠償を請求できるものとする。
7. 前項の規定に基づき、本契約が解除された場合であっても、第6条（秘密保持）の規定は、本契約の解除後2年間有効とする。

（損害賠償）

第10条 甲、及び乙のいずれかが、本契約に違反した場合には、他の当事者は、当該違反した当事者に対し、損害賠償を請求できるものとする。

（有効期間）

第11条 本契約の有効期間は、本契約の締結日から1年とする。本契約の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも別段の申出がない場合は、自動的に1か年同一条件をもって延長し、それ以降も同様とする。但し、第6条（秘密保持）の規定は、本契約終了後2年間有効とする。

（協議事項）

第12条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈若しくは履行について疑義を生じた場合には、甲、及び乙が誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 大阪市都島区都島北通1-2-14
株式会社KMユナイテッド
代表取締役社長 竹延 幸雄